

久留米市社会福祉審議会の運営に関する取り決めについて

久留米市社会福祉審議会運営要綱（以下「運営要綱」という。）第10条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を下記のとおり定める。

1. 諮問案件の付議について

諮問を受けた委員長は、下記方針により全体会、専門分科会、部会への付議振り分けを行う。

【付議振り分け方針】

- (1) 各専門分科会の審議事項として運営要綱別表第1に列記されている事項に係る具体的案件については、当該専門分科会に付議する。
- (2) 障害者福祉専門分科会審査部会の審議事項として運営要綱別表第2に列記されている事項に係る具体的案件については、審査部会に付議する。
- (3) 上記以外の案件については、委員長判断により付議する組織（全体会、専門分科会、部会）を決定するが、その判断にあたっては、以下の取り扱い方針を目安とするほか、必要に応じ関係する専門分科会若しくは部会の長と協議することとする。
 - ① その案件の専門性から、専門分科会若しくは部会による審議が適当と思われるものは、当該専門分科会若しくは部会に付議する。
 - ② その案件の関係する分野が一つの専門分科会を超えて多方面に及ぶ場合は、その関係する合同専門分科会若しくは全体会審議を活用する。
 - ③ その案件の重要性から全体会による審議が適当と思われるものは、全体会審議を活用する。

2. 諮問案件への答申について

諮問に対する答申は以下の要領により行う。

(1) 答申者

答申者は「委員長」とする。

(2) 答申決議

審議会答申の決定手続きについては、以下による。

- ① 社会福祉法施行令（以下「施行令」という。）第2条第3項の規定により、民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。
- ② 施行令第3条第3項及び運営要綱第8条第1項の規定により、身体障害者の障害程度に関する事項については、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
- ③ 運営要綱第5条及び第8条第2項の規定により専門分科会並びに審査部会の決議を審議会の決議とする際に必要な審議会の同意は、委員長の同意をもって審議会の同意とする。

(3) 答申の提出

審議会答申の提出手続きについては、以下によるものとする。

- ① 専門分科会に付議された諮問事項については、専門分科会長から委員長あてに報告書が提出された後、委員長から市長あてに答申書を提出する。
- ② 審査部会に付議された諮問事項については、部会長から委員長あてに報告書が提出された後、委員長から市長あてに答申書を提出する。